

尾張旭市教育委員会（7月）定例会次第

日時 令和7年7月23日（水）

午後2時

場所 市役所3階 講堂（1）

1 開会のあいさつ

2 前回会議録の承認について

3 報告
別紙のとおり

4 付議事件
第17号議案 令和8年度使用教科用図書の採択について

5 その他

6 閉会のあいさつ

次回定例会

日時 令和7年8月27日（水）午後2時

場所 市役所3階 301会議室

I 愛日地方教育事務協議会（令和7年7月8日（火） 於：豊明市商工会館）

1 開会のことば

2 あいさつ

3 協議事項

- （1）議事録署名人の選任
- （2）令和7年度 補正予算書（案）について
- （3）令和8年度 儀式等日程の決定にむけて
- （4）その他

4 報告・連絡事項

- （1）事務局からの連絡依頼事項
 - ・研究委嘱校研究協議会
 - 春日井市立坂下中学校 11月5日（水）

（2）その他

5 その他

- （1）事務所からの連絡依頼事項
 - ① 教育事務所長挨拶
 - ② 教育事務所からの指導事項
 - ・次長兼総務課長
 - ・指導第二課長
 - ③ 教育事務所からの連絡・依頼事項

（2）その他

6 閉会のことば

教育長の現場訪問

尾張旭市の文化財視察

教育委員会定例会 教育長資料

令和7年7月23日（水）



市指定文化財「馬の塔」

- 市制ら50周年記念企画展 尾張旭市の馬の塔
スカイワードあさひ3階の歴史民俗フロアで尾張旭市の馬の塔
企画展が開催中です。

- 江戸時代に馬の塔で使用されていた幕など、普段は見ることが
できないものが展示されています。

- 会期 令和7年3月22日（土）から令和8年3月1日（日）



馬の塔についてご存じでしょうか？

- 馬の塔は、尾張や西三河、東美濃で江戸時代から行われていた献馬(けんば)行事です。
- 豊作のお礼や雨乞いなどのため、標具(だし)と呼ばれる道具で飾られた馬を一日だけ寺社に奉納します。
- 元々は村内だけの「郷祭(ごうまつり)」に献馬が行われていたようですが、江戸時代中期になると、複数の村が連合してより大きな神社やお寺に馬の塔を奉納する「合宿(がっしゅく)」が行われていました。
- 尾張旭市内では、印場(北島・庄中)、新居、稲葉、三郷地区の保存会が行事と道具の保存、伝承に努めています。



馬を飾る標具



稲葉



印場（南部）



新居



三郷



印場（北部）

- 馬の背に付ける飾りを標具（だし）といいます。地区ごとに意匠が決まっており、それぞれ異なる意味が込められていました。

- 合宿用の標具は、5年に一度、全地区の馬の塔が集まる「警固」で使用されます。

地区名	意匠	意匠の意味
印場（北部）	淡竹のタケノコとススダメ	「雨後のタケノコ」と言い慣わすとおり、降雨とその後の作物の成長をタケノコになぞらえて祈願する
印場（南部）	真竹のタケノコとススダメ	種の詰まったケシの実を米俵に見立てて豊作を願う
新居	ケシの花と実（葉付き）	種の高札と御幣
稲葉	高札・馬びしゃく・ケズリカケ	竜泉寺の馬頭観音へ水の奉納と降雨を願う
三郷	高札と御幣	奉納する村の高札と御幣

尾張旭市指定文化財 第10号（無形民俗文化財）

「尾張旭市の馬の塔」

○指定年月日：平成12年4月1日
○保存団体：尾張旭市の馬の塔保存会

地区名	会員数
新居地区	50名
稲葉地区	25名
三郷地区	63名
印場北島地区	18名
印場庄中地区	7名
合計	163名

新居地区 馬の塔の記録映像をご覧ください。

- 愛知のオマント（普及編）
- 企画 文化庁
- 製作 NHKプラネット中部

10年ぶりに市民祭「警固」を開催します

- ・「警固」は尾張旭市制50周年間隔で開催しています。
- ・前回は新型コロナウイルスの影響により市民祭が中止となったため、10年ぶりの開催となります。
- ・各地区の神社に奉納する献馬や棒の手が一堂に会します。
- ・標是で飾った馬や棒の手の各流派の演技、火縄銃の発砲が勇壮に繰り広げられます。

開催日：令和7年10月12日（日）
会場：城山公園

ご清聴ありがとうございました

尾張旭市教育委員会

(令和7年6月)

定例会会議録

尾張旭市教育委員会

尾張旭市教育委員会（6月）定例会会議録

1 日 時 令和7年6月25日（水） 午後2時00分

2 場 所 市役所3階 講堂（1）

3 出席者	教育長	三 浦 明
	委 員	山 本 真依子
	委 員	鈴 木 厚 子
	委 員	戸 原 弘 二
	委 員	近 藤 三 博

4 出席職員	教育部長	山 下 昭 彦
	管理指導主事	伊 藤 和 由
	教育部次長兼教育政策課長	大 内 裕 之
	学校教育課長	森 朋 宣
	学校給食センター所長	三 浦 明 美
	生涯学習課長	周 防 康 尚
	生涯学習課主幹	鈴 木 直 子
	図書館長	二 村 正 篤
	指導主事	中 山 博 喜

5 従事職員	教育政策係長	高 橋 浩 代
	教育政策課副主幹	稲 生 さより

6 傍 聴 者 3人

7 会議に付した事件

- (1) 承認第3号 令和7年度一般会計補正予算（6月）に係る教育長の臨時代理に関し
承認を求めることについて
- (2) 第13号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について
- (3) 第14号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について
- (4) 第15号議案 尾張旭市立図書館協議会委員の任命について

	開 会 午後2時00分
教 育 長	本日の出席委員は5名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、6月定例教育委員会を開催します。 さて、6月も下旬になり、先週末は二十四節気のひとつ夏至でした。「夏至に至る」と書くように夏至を過ぎると、いよいよ本格的な夏の到来です。しかしながら、季節は梅雨の真っ只中です。先週、梅雨はどこに、と猛暑の日が続きましたが、今週は梅雨空が戻ってきました。熱帯低気圧の影響もあり梅雨前線が活発化し、湿った空気が流れ込み、局地的な大雨や雷雨も多くなるとのことです。急な天気の変化や大雨に備え、雨雲レーダーのチェックが欠かせません。ただ、週末から、再び猛暑がぶり返すとのこと。このため、熱中症警戒アラートのチェックも必要です。 確認することが多いですが、子どもたちや市民の命に係わることであります。学校や施設を所管する事務局の皆さんは、十分に意識していただくようお願いします。 また、この初夏を迎えるこの季節は、尾張旭市でも昔からの伝統文化が行われております。その一つは、天王祭です。通称、お天王さんと呼ばれるものです。昔は、食中毒や伝染病の多くは、夏に発生していたことから、疫病を祓い、夏の酷暑を無事に過ごすことを祈願するため、子どもたちが、ダシを作り、今はお獅子を担ぎ、掛け声と竹で作った笛で各家を回ります。私の地区も先日行われ、多くの子どもたちが汗をかきながら、この伝統文化に参加しておりました。 尾張旭市にはその他にも、井田の百十灯明祭と打ちはやしなど、各地で「夏の祈り」として、伝統行事が行われております。この伝統的な行事は、季節ごとの意味もありますが、地域の繋がりを強める役割も持っています。今回、私自身や自分の親、自分の子供も参加していた、このお天王さんを見て、改めて、我々大人が伝統文化の行事を、子どもたちにしっかり伝えていき、長く続いてほしいと強く感じました。

教 育 長	それでは、続いて私からの報告をさせていただきます。 本日の報告は1件でございます。教育長の現場訪問とあります資料をご覧ください。 【パワーポイントに基づき説明】 ・第75回全国都市教育長協議会定期総会・研究大会（川越大会）
教 育 長	それでは次第の2「前回会議録の承認について」に入ります。各委員は、5月定例会会議録について、訂正等がありましたらお願いします。
教 育 部 長	恐れ入りますが、事務局から1点、会議録の訂正をお願いします。 前回5月の定例会の際に、委員から御指摘いただきましたが、学校教育課からの報告事項でありました「令和6年度 中学校卒業生進路状況について」の資料に、人数の誤りがありました。昨年度も誤りがあった当該資料を、今回も再び確認不足の資料を御提示したことに対し、改めて深くお詫び申し上げます。 本日このあと、その訂正後の資料の内容を、改めて学校教育課から説明させていただく予定ですが、前回の会議録に「本日の定例会で、当該資料を訂正する旨」を追記することによりまして、前回の定例会と本日の定例会との連続性を、確保させていただきたいと思います。 これによりまして、お手元の会議録のNo.3の、上から10行目にあります「令和6年度中学校卒業生進路状況について」の後ろに、御覧のようにかっこ書きで「令和7年6月定例会で資料訂正」と追記させていただきますので、御承認のほど、よろしくお願いいたします。
教 育 長	他にご意見・ご質問はございませんか。 （無しの声） 無いようですので、5月定例会会議録は原案どおり承認します。会議録承認の署名を行う委員は山本委員を指名しますので、後ほどお願いします。 次に、次第の3報告に入ります。 それでは、事務局から報告をお願いします。

管理指導主事	(資料に基づき説明)
	・ 6 月校長会議等について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
教育部次長兼教育政策課長	(資料に基づき説明)
	・ 後援・推薦行事について
	・ 年齢別人口から見た学校別・児童生徒数とクラス数について
	・ 情報公開請求について
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
近 藤 委 員	「後援・推薦行事について」ですが、プロ棋士は何人くらい参加されますか。また、藤井聡太棋士は参加されますか。
教育部次長兼教育政策課長	お答えいたします。4、5 人のプロ棋士の方が参加される予定となっておりますが、藤井聡太棋士は、参加されません。
近 藤 委 員	「年齢別人口から見た学校別・児童生徒数とクラス数について」ですが、例えば渋川小学校の令和 10 年度の 1 年生で急に児童数が増えているのですが、何を基に推計されているのでしょうか。
教育部次長兼教育政策課長	お答えいたします。こちらの推計につきましては、閉鎖人口による推計をしています。過去の人口や出生数、死亡数から推計したもので、実際の転出入などの社会移動は考慮しない推計となっております。
鈴 木 委 員	「児童・生徒数推計の学校別」ですが、令和 8 年度など私立学校に行く児童生徒は、推計の中に含まれていないのでしょうか。
教育部次長兼教育政策課長	お答えいたします。私立の学校に行く児童生徒の数は、考慮していません。毎年、小学校につきましては 5 人ほど、中学校につきましては 50 人ほどが、私立に入学しますので、その人数をこの推計から差し引きするということになります。
鈴 木 委 員	渋川小学校については、私立に行かされると 2 クラス推計していても 1 クラスになってしまう可能性が高くなるということでしょうか。

教育部次長兼教育政策課長	お答えいたします。小学校全体で毎年5人ぐらい私立に入学しています。渋川小学校区において、私立へ入学する児童が多いと、推計上は2クラスですが、実際には、1クラスとなる可能性があります。この推計では、社会移動を考慮していませんので、宅地開発やマンションの建設などにより、子育て世代が転入されると、1クラスになることが回避できるのではないかと考えています。尾張旭市も人口が減ってきていますので、人口減少を抑えようと、子育て世代に選ばれるような、まちづくりに取り組んでいます。
教 育 長	推計の結果、普通教室が増えたとしても対応可能ということでしょうか。
教育部次長兼教育政策課長	お答えいたします。今回の推計によりますと、転用できる教室に余裕がありますので、対応は可能と考えています。
教 育 長	例えば、旭小校区を考えた場合、西大道町での宅地開発や北原山の土地区画整理事業により、児童生徒が増えた場合も、対応は可能ということでしょうか。
教育部次長兼教育政策課長	旭小校区では、子育て世代の転入により、児童生徒は増えていますので、その状況も確認し、今回の推計と併せて、教室が足りるかどうかを確認していますが、しばらくは対応できるのではないかと想定しています。
教 育 長	社会移動の状況もしっかりと確認し、対応してください。
	他にご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)
	無いようですので、次の報告をお願いします。
指 導 主 事	(資料に基づき説明)
	・令和6年度中学校卒業生進路状況について(令和7年5月定例会資料訂正)
教 育 長	ただいまの報告に対しまして、ご意見・ご質問はございませんか。
	(無しの声)

	次に次第の４付議事件に入ります。
	それでは、「承認第３号 令和７年度一般会計補正予算（６月）に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて」審議します。
教 育 部 長	（資料に基づき説明）
	・承認第３号 令和７年度一般会計補正予算（６月）に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	（無しの声）
	無いようですので、「承認第３号 令和７年度一般会計補正予算（６月）に係る教育長の臨時代理に関し承認を求めることについて」は原案どおり承認してよろしいですか。
	（全員異議なく原案どおり承認）
	次に、「第１３号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について」審議します。
指 導 主 事	（資料に基づき説明）
	・第１３号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	（無しの声）
	無いようですので、「第１３号議案 尾張旭市教育支援委員会委員の委嘱について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	（全員異議なく原案どおり可決）
	次に、「第１４号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について」審議します。
学校給食センター所長	（資料に基づき説明）
	・第１４号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委員の任命について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等があり

	ましたらお願いします。
鈴木委員	前回に学校給食センター設置条例施行規則の一部改正がありまして、 P T Aの会長、副会長だけでなく役員から選出出来るようになったと思 いますが、会長と役員の記載はありますが、副会長の記載がなくなった ので、役員と記載されている中には、副会長が含まれているのでし か。
学校給食センター所長	お答えします。学校給食センター運営委員会の小中学校のP T A役員 の内訳でございますが、副会長も含めまして選出いただいております。
鈴木委員	役員と記載されていても、副会長の場合もあるんですね。
生涯学習課長	P T Aを所管している生涯学習課より補足させていただきます。P T A役員には、副会長と家庭教育委員が含まれております。
鈴木委員	会長だけ別にする意味がないと思います。副会長も記載しないのであ れば、会長も役員でいいのではないかと思います。
学校給食センター所長	お答えします。鈴木委員のご指摘のとおりすべてP T A役員で統一す ることを今後検討させていただきます。
戸原委員	会長と役員では、会を代表する役員なのか、それ以外の執行役員なの かの違いがあるので、医師会代表とか校長とかの区別がつかなくなるの で、どうなされるかはお任せしますが、P T Aを代表とする会長として は、会長で良いと思いますしその他の方は、役員で問題ないと思いま すが今後、ご検討いただければと思います。
教 育 長	事務局においては、今後、検討してください。 他にご意見・ご質問はございませんか。 (無しの声) 無いようですので、「第14号議案 尾張旭市学校給食運営委員会委 員の任命について」は原案どおり可決してよろしいですか。 (全員異議なく原案どおり可決)
教 育 長	今日新聞に掲載されました、「ふれあい給食」について、概要と児童 の反応を分かればお願いします。

学校給食センター所長	この場をお借りしまして、昨日行われました学校給食の「ふれあい給食」についてご案内をさせていただきます。本日、中日新聞の朝刊のなごや東版に掲載がありましたが、「愛知を食べる学校給食の日」に合わせて全校児童・生徒を対象としました愛知の産物を使用した給食の提供をしました。内容は、ご飯と牛乳は、毎回愛知県産でございます。昨日の献立には、尾張旭市で採れた玉ねぎとジャガイモを使用した肉じゃが、蒲郡市で水揚げされたメヒカリのフライ、蒲郡市で収穫したみかんの果汁を使用したゼリー、おひたしに入っていたもやしも、愛知県産となります。今回は白鳳小学校にて、生産者の方をお招きしまして、児童と一緒に給食を食べていただきました。子どもたちは、生産者の方が実際に持ってこられた玉ねぎなど見て、この玉ねぎが給食に入っているんだと感動していました。毎日の給食が美味しい、生産者さんに感謝の声もありました。
教 育 長	今後も続けていってください。
	次に、「第15号議案 尾張旭市立図書館協議会委員の任命について」審議します。
図 書 館 長	(資料に基づき説明)
	・第15号議案 尾張旭市立図書館協議会委員の任命について
教 育 長	ただいま説明がありましたが、これに対してご意見、ご質問等がありましたらお願いします。
	(無しの声)
	無いようですので、「第15号議案 尾張旭市立図書館協議会委員の任命について」は原案どおり可決してよろしいですか。
	(全員異議なく原案どおり可決)
教 育 長	次に、次第の5、その他に入ります。事務局から説明をお願いいたします。
教育部次長兼教育政策課長	(次回定例会日程について説明)
教 育 長	それでは、これもちまして、6月定例教育委員会を閉会いたします。

7月定例教育委員会報告

7月定例教育委員会の報告事項について

前定例会から本定例会に至るまでの教育委員会の所掌事務について、尾張旭市教育委員会事務委任規則第4条の規定により、裏面のとおり報告する。

令和7年7月23日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 三 浦 明

報告事項一覧

機 関 等	件 名
教 育 部 長	1 6月議会について
管 理 指 導 主 事	1 7月校長会議等について
教 育 政 策 課	1 後援・推薦行事について 2 情報公開請求について
学 校 教 育 課	1 夏休み「おくわく自由研究コンテスト」の実施について
学校給食センター	
生 涯 学 習 課	1 尾張旭市立公民館等の使用料の見直しについて 2 尾張旭市立公民館の開館時間の見直しについて 3 尾張旭市どうだん亭の管理運営に関するサウンディング型市場調査の実施について
図 書 館	
全 課	

1 6月議会について

☐ 答弁

個人① 早川 八郎〔市民クラブ〕

1 業務の効率化について

(1) 保育園・学校の業務効率化について

【教育部長答弁】

近年、学校におきましても、限られた資源を有効に活用し、その効果を最大限に発揮することが、以前にも増して求められるようになっております。特に、教員の働き方改革が急務とされている中においては、「廃止」や「削減」、「容易化」や「標準化」など、業務の効率化に向けた取組を日頃から進め、子どもたちと向き合う時間の確保や、教育の質の向上へとつなげる必要があります。

このため、校長会議や教頭会議などの役職ごとの会議のほか、ICT委員会や学校業務改善検討委員会などの現場の教職員が出席する会議で、具体的な取組内容についての議論や、共有を実施しており、その結果、児童生徒の欠席連絡の受付を、システム上で対応できるようにもなったところであります。

今回御指摘の「インターネットを活用した物品注文」につきましても、「業務改善の一つ」として学校から提案されており、他からの同様の声を受けてか、既にネット上には「学校向けの売掛取引が可能なサイト」も開設されているようです。その実現に当たりましては、市内事業者の受注機会の確保を定めた「公契約条例」との関係等も、事前に整理する必要がありますが、いずれにしましても、今後の継続的な学校運営を見据えた「ムリ・ムダ・ムラ」の解消に向けた取組に、終わりはないと考えておりますので、今後も継続して進めてまいります。

個人② いとう 伸一〔市民クラブ〕

1 小中学生の非認知能力の重要性

(1) 非認知能力の児童生徒へのフィードバックは

【教育長答弁】

児童生徒へのフィードバックに係る具体的な例としましては、「指導要録」という、一人ひとりの子どもの指導過程やその結果を記録する資料のほか、「通知表」等に設定された「非認知能力に関する項目」を評価していることが挙げられます。

また、子どもたちが、リーダーシップを発揮したり、感情のコントロールができたりしたときには、教員がその場面をとらえて、これを認め、また褒めることによって、本人にフィードバックするようにしております。

(2) 非認知能力の学力との関係をどう考えるか

【教育長答弁】

詳細に調査分析した結果ではありませんが、授業の様子を見ますと、リーダーシップのある児童や生徒が、「理科の実験」や「社会科の調べ学習」などといったグループ学習をリードすることが多くあります。

こうしたことを踏まえますと、学校現場の感覚としましては、非認知能力と学力の間には、ある程度の相関関係を感じる場面があるところとなっております。

(3) 非認知能力向上の利点をどう考えているか

【教育長答弁】

非認知能力を向上させることは、例えば「自己管理できるようになる」、「社会に目を向けるようになる」など、自分らしい目標を見つけて学校生活を送るための一助になるのではないかと考えております。

(4) 非認知能力の重要性の認識について

ア 児童生徒はどう思っているか

【教育長答弁】

児童生徒に身に付けてほしい能力については、学校生活の様々な場面において、教員から話をしております。ただ実際には、一般的に人と係わる際に必要な「道徳心」や「マナー」、「ルール」のほか、「集団として行動するときの気にかけてほしいこと」といった内容で話をしているため、児童生徒はこれを「非認知能力」といった形で意識していないのが実情であると考えております。

イ 保護者はどう思っているか

【教育長答弁】

具体的に調査等を実施したわけではありませんが、保護者の気持ちとしましては、「社会性」や「協調性」、「コミュニケーション能力」といった能力を、「自分の子どもに、身に付けさせたい」と願っているのではないかと考えられます。

こうしたことを踏まえますと、多くの保護者が非認知能力を重要だと考えているものと推察されます。

(5) 家庭での非認知能力育成の重要性について

【教育長答弁】

非認知能力とされている能力は、学校生活を送ることだけをもって、身に付けられるものではありません。また、その育成においては、児童生徒の精神的な安定が不可欠であり、生活の基盤である家庭環境が落ち着いていたり、安心できる場になっていたりすることが重要だと考えられます。

このため、まずは家庭や地域で「非認知能力の素養」を身に付け、そしてこれを、学校で多くの人と関わることを通じてさらに伸ばしていく。こうした形が理想ではないかと考えます。

(6) 今後の非認知能力育成について

【教育長答弁】

児童生徒にとって、非認知能力が必要な能力であることは、これまでににおいても学校現場で認識しております。

なお、非認知能力については、「教育活動全体を通して育み、伸ばしていくことができる能力」と捉えておりますので、今後もこれまでの認識を継続するとともに、これを踏まえた取組を実施することによって、その育成へとつなげてまいりたいと考えております。

2 勤務時間から見た教員の働き方

(1) 尾張旭市の教員の勤務時間の実態について

ア 年休取得状況は

【教育部長答弁】

昨年度の、本市教員の年次休暇の取得状況は、多い場合で25日から30日程度、また少ない場合で5日から10日程度となっております。

なお、全体の平均取得日数は、15日から17日となっております。

イ 時間外勤務状況は

【教育部長答弁】

文部科学省が平成31年に示した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」では、「1か月の在校等時間の上限は、超過勤務45時間以内」とされております。このため、昨年度の本市の教員の状況を、「月45時間を超えて勤務した教員の人数」でお答えしますと、年間で最も多忙な時期に当たる4月においては、100名を超えておりました。また、それ以外の月におきましては、30名から50名程度であり、20名程度の月もありました。

ウ 休日勤務状況は

【教育部長答弁】

中学校におきましては、休日に部活動を実施している都合上、毎週のように休日勤務を行う教員があります。一方、小学校におきましては、時期によって異なるものの、休日勤務を行う教員は1月当たり延べ10名程度となっております。

エ 業務の持ち帰りについて

【教育部長答弁】

業務の持ち帰りに係る実態調査などは、これまで実施しておりませんので、正確にお答えすることはできませんが、各校の校長に確認したところ、概ね15パーセントから20パーセント程度の教員が、業務の持ち帰りを行っているのではないかと、このことでありました。

(2) 教員不足による担当外教科の担当実績について

【教育部長答弁】

教員定数と比べ、実人数が不足することによって行われる「担当外教科の授業」は、昨年度ありませんでした。

(3) 教員業務負担の推移について

ア 過去は家庭内教育であった事象が求められていないか

【教育部長答弁】

以前からではありますが、「しつけ」や「道徳心」、「ルール」や「マナー」といった、地域や社会で生活していく際に必要なものを「学校でしっかり教えてほしい」といった要望をいただくことがあります。

イ 近年の教科書ページ数の増加の影響は

【教育部長答弁】

教科書のページ数につきましては、以前と比べ増加しておりますが、指導内容だけが増えたわけではなく、文字が大きくなったり、図や表が増えたりした結果という面もあるため、これによって教員業務の負担が大幅に増加したという感覚はありません。

ウ デジタル化による新たな教員業務負担は

【教育部長答弁】

教育におけるデジタル化は、教育の質や効率を向上させることが目的とされております。ただ、このことは十分理解しているものの、「デジタル教科書を利用する」、「初めて使用するソフトウェアを活用する」、「児童生徒にタブレット等の使い方を指導する」等といった具体的な場面に対しては、心理的に負担を感じる教員が一定程度あるところとなっております。

このため、本市では、「ICT教育支援教員」や、民間企業の社員による「ICT支援員」を学校に配置して、こうした負担の軽減へとつなげております。

(4) 教員業務の負担軽減に向けた取組について

【教育部長答弁】

学校現場では、教員業務の負担軽減に向け、これまでも様々な取組を実施してまいりました。ただ、保護者や地域の皆さんの理解と協力なしでは、実施できない事項も多く、教員側の都合だけで負担軽減に向けた取組を、一気呵成に推し進めることはできません。また、当然のことではありますが、負担軽減に当たっては、何よりも児童や生徒のために何が必要か、そして何ができるのかといったことを念頭に置く必要があります。しかし一方で、教員の長時間労働は心身のストレスを高め、教員志望者の減少要因につながるといった指摘もあります。

このため、今後も「学校業務改善検討委員会」の活動などを通じて、広く教育現場の声を聴きながら、教員業務の見直しを引き続き進めてまいりたいと考えております。

個人④ 川村 つよし〔日本共産党尾張旭市議団〕

1 就学援助の対象拡大について

(1) 対象者数の推移について

【教育部長答弁】

過去3年の就学援助の対象者数と、全児童生徒数に対する比率について、小学校と中学校の別で申し上げますと、まず小学校では、令和4年度が438人で、その比率は9.3%、次に令和5年度が408人で8.8%、そして令和6年度が410人で8.9%となっています。また、中学校では、令和4年度が284人で12.1%、次に令和5年度が263人で11.3%、そして令和6年度が236人で10.4%となっております。

(2) 今後の対象者数の予測について

【教育部長答弁】

ただいまお答えした最近の傾向を踏まえますと、児童生徒数の減少に併せて、就学援助の対象者数も、今後は減少へと向かうものと考えられます。

なお、小学校の給食費無償化が制度化された場合には、当然、学校給食費は、就学援助の支給項目から除外され、その分の費用につきましては、減少することとなります。

(3) 実質賃金の低下傾向について

【教育部長答弁】

就学援助制度につきましては、「市民税が非課税又は減免された方」や「児童扶養手当の支給を受けた方」などのほか、「その他」として「経済的に困窮していると認めた方」も対象としております。また、この「その他」につきましては、他の認定要件や他自治体の基準を考慮し、その世帯の収入額が生活保護基準額の「1.25倍以下」である場合に、認定しております。

なお、この倍率に関しましては、県内の自治体の7割程度が1.2倍から1.3倍としておりますので、本市は、特段低い水準にはないと認識しておりますが、今後も引き続き他自治体の動向については、注視してまいりたいと考えております。

(4) 支給項目に「クラブ活動費」を加えることについて

【教育部長答弁】

クラブ活動費を、就学援助の支給項目に追加することにつきましては、他の議員からも含め、これまでも何度か御質問いただいておりますが、やはり、就学援助の対象が「学校活動に関すること」に限定されているため、今回、学校教育から離れ、地域のクラブ活動となる「金管バンドクラブ」の活動費を追加することは難しいものと考えております。

なお、中学生に関することではありますが、先月、国の有識者会議が取りまとめた「部活動改革に関する報告書」では、「受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を、検討する必要がある」とされました。また加えて「特に、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることはないよう、経済的に困窮する世帯の、生徒への支援については、確実に措置を行う必要がある」ともされたところであります。

このため、今後これらの提言が、就学援助制度にも反映される可能性もありますので、引き続き、国の動向等を注視してまいりたいと考えております。

2 こどもの意見表明権を尊重する取組について

(3) 尾張旭市学校運営協議会について

【教育部長答弁】

児童生徒が学校運営協議会の委員として参画することは、当協議会の制度上、想定されておりませんが、本市の一部の小学校では、児童が安心して意見の言える環境を、地域の方々と作り上げることを目的として、児童が開催する会議に、当協議会の委員をお招きし、意見交換する取組を実施しております。

また、文部科学省の検討会議が令和4年3月にまとめた資料には、「学校運営協議会に児童生徒がオブザーバーとして参加したり、校内で話し合った内容を、協議会へ協議したりすることは、主権者意識の醸成につながるものと期待できる」とされておりました。

このため、児童生徒の参加方法など、詳細な内容につきましては、各学校運営協議会での議論や検討が必要になりますが、当協議会が本来目的とする「地域とともにある学校づくり」の実現においては、今後ますます重要視される事項であると予想できますので、当協議会に対し、参考事例の紹介等も進めてまいりたいと考えております。

個人⑤ 若杉 たかし〔令和あさひ〕

1 登下校時の児童の安全確保について

(1) 児童の登下校の方法について

【教育部長答弁】

本市では、全ての小学校において「通学団」を編成して登校しております。その「登校」に関しましては、「高学年と低学年がペアになって、2列に並んで歩く」、「班長と副班長が、先導と見守りの役割分担をする」、そして「時刻を守って、出発する」、「雨天時には、1列に並んで歩く」ことを指導しております。

一方、「下校」に関しては、「低学年は、各学年で方面別にまとまって下校する」、「中・高学年は、同じ方向の友だち同士で下校する」、そして「寄り道をしないで帰る」ことを指導しております。

(2) スクールガードの状況について

【教育部長答弁】

スクールガードの皆様には、児童の安全な登下校のため、暑い日も寒い日も、そして天気の悪い日も、多大なる御尽力を賜り、深く感謝を申し上げます。

また、各小学校におきましても、児童が「感謝の会」を開催したり、歌のプレゼントをしたりするなど、日ごろの御労苦に対し、感謝の意を表しているところでもあります。

現在、スクールガードには、各小学校の事情に応じて、数名から70名程度の皆さんに御登録いただいております。交差点や集合場所に立ったり、学校付近まで一緒に歩いたりして、児童が安全に、また安心して登下校できるような活動を実施していただいております。

なお、過去の議会においても申し上げましたが、児童の登下校の時間帯に活動をしていただいている関係上、一線を退いた方がスクールガードの中心となっております。このため、皆様方の健康面や継続的な活動に関して、心配する声もあるところとなっております。

(3) 通学路の安全対策について

【教育部長答弁】

本市では、「尾張旭市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関との協力の下、「現地調査」や「合同点検」を実施して、通学路の安全対策に取り組んでおります。

具体的には、学校、保護者、地域が連携して取りまとめた「通学路上の安全対策が必要と思われる箇所」を全て調査し、そのうち「特に対策が必要と考えられる箇所」については、関係機関が合同で確認した後に、安全対策について検討しております。その結果、昨年度は、横断歩道の新設のほか、注意看板や側溝蓋の設置を進めたところであります。

今後につきましても、こうした「ハード面の対策」だけでなく、交通安全教育の実施やスクールガードの支援などといった「ソフト面の対策」も併せて実施することによって、引き続き、通学路の安全対策に努めてまいりたいと考えております。

2 外国人の子の就学について

(1) 市立学校に通う外国人の子の人数や対応内容について

【教育部長答弁】

現在、本市の市立学校には、小学校に52名、中学校に34名の、合計86名の外国人の子が通っております。また、その人数は増加傾向にあり、5年前の令和3年度と比べますと、16名の増加となっております。

国籍別の内訳としましては、最も多いのが中国の39名で、次いでフィリピンの15名、インドネシアの8名、ネパールの6名などとなっております。

対応内容としましては、状況に応じて日本語指導教師を配置して、生活面の適応のほか、日本語学習や教科学習などの指導・支援を行っております。

なお、「体制的に十分」とは言い難い状況にありますので、ボランティアの皆さんの御協力を得ながら対応しているところでございます。

(2) 外国人の子の就学に関する手続について

【教育部長答弁】

「日本語教育の推進に関する法律」によって令和2年に閣議決定された方針に基づき、文部科学省から示された「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」には、「外国人の子供たちが将来にわたって我が国に居住し、共生社会の一員として、今後の日本を「形成する存在」であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし、未来を切り開くことができるよう、外国人の子供に対する就学機会の提供を、全国的に推進することが必要」とされております。

このため、外国人の子につきましても、日本人の児童生徒と同様の形で、就学に関する手続を実施しております。

なお、その手続の際には、同居する家族を含めた「日本語の会話の状況」を確認しておりますが、就学に当たっては、学校生活だけでなく、日常生活を含めた支援も念頭に置く必要があります。

このため、多様性推進課と連携した対応なども進めておりますが、こちらにつきましても先ほどと同様、体制整備の面では、まだまだ途上段階にあると言わざるを得ない状況にあります。

(3) (2)によらない外国人の子の就学について

【教育部長答弁】

我が国におきましては、外国人の子の保護者に対する就学義務はありませんが、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、国際人権規約等も踏まえ、日本人児童生徒と同様、無償で受入れることとされております。

このため、一般的な定住者につきましては、先ほどお答えした手続きをもって、本市の小中学校へ就学していただいております。ただし、この方法を活用できるのは、在留資格の都合上、「実子」や「養子」に限定されております。このため「姪」や「甥」といった親戚の子を呼び寄せ、就学を希望する場合には、「1か月以内」の短期間であれば「体験入学」という制度を、またそれよりも長い期間であれば、平成27年に創設された「留学ビザ」を活用していただくこととなります。ただ、外国人の子にとっては、言語や文化の違いが大きなストレスとなり、学校生活だけでなく、日常生活にも大きな影響を及ぼす可能性があります。このため、親戚の子を呼び寄せる際には、その子が安定的に就学できることを第一に考え、まずは短期間の「体験入学」制度を活用し、地域や就学環境を知っていただくことが必要ではないかと考えております。

個人⑦ 櫻井 直樹【市民クラブ】

2 学校生活における水の補充について

(1) 学校の水道水の飲用指導について

【教育長答弁】

学校では、学校保健安全法によって定められた「学校環境衛生基準」に基づき、毎年定期に、飲料水の水質や、水道施設等の衛生状態の検査をし、水道水の安全性をしっかりと確認しております。しかし、学校の水道設備は水道管が長く、水道の設置場所や使用する時期によっては、水道管内での水道水の滞留時間が長くなり、遊離残留塩素が減少する場合も考えられます。

そのため、水道水の使用量が減少する夏休み等の長期休業後には、使用前にその滞留水を排出する対応を行っておりますが、学校には多数の蛇口が設置されているため、児童生徒が飲用する前に、全ての蛇口で対応することは困難な状況にあります。加えて、長期休業に関係なく、使用頻度の低い蛇口部分では、常態として水が滞留していることも考えられます。

こうしたことから、児童や生徒には、家庭から水筒を持参することを勧奨しておりますが、最近は、自宅でも直接水道水を飲用する機会が減っているとお聞きします。こうしたことも影響してか、ほとんどの児童や生徒は、学校の水道水ではなく、各自持参した水筒によって、水分補給をしております。

(2) 水筒の水の補充について

【教育長答弁】

水筒の水がなくなった際には、校内に設置したウォータークーラーの利用を勧めております。なお、学校で用意している配布用のペットボトル飲料を渡し、応急的に水分補給をしている場合もあります

(3) 中学校遠距離通学生徒の登下校中の熱中症予防について

ア どのような対策を取っているのか

【教育部長答弁】

熱中症に関しては、環境省と文部科学省が作成した「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を参考にしながら、学校の実情に合わせた対策を講じております。

そのうち「登下校中の対策」としましては、涼しい服装や帽子の着用、適切な水分補給のほか、体調不良時の対応を考慮して、単独での登下校を避けるなどの指導を行っております。また、保護者に対しても、熱中症対策の案内を送付するなどの注意喚起を行っております。

イ 下校時の給水ポイントの設置について

【教育部長答弁】

御提案の「公共施設を給水ポイントとして、冷水機等を設置すること」については、登下校中の熱中症リスクの低減につながるものと考えられます。しかし、市内の公共施設の分布状況や、各施設の管理運営状況などを踏まえますと、各校で統一的な対応をすることは、大変難しいものと考えられます。

このため、必要に応じて、下校時においても校舎内のウォータークーラーを利用し、水筒の水を補給するような指導を実施するとともに、本市では、暑い時の避難先として、児童館などを「クールシェアスポット」に指定しておりますので、登下校中に体調不良を感じた際には、直ちに利用するような周知も行っておりたいと考えております。

個人⑨ 大島 もえ〔市民クラブ〕

2 人権尊重と信頼を基盤にした子どもを主体とする中学「校則」へ

(1) 人権の尊重について

【教育長答弁】

校則は、文部科学省の資料によりますと「学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が順守すべき学習上・生活上の規律として定められるもの」とされております。

通常、髪型や服装、靴や鞄などの持ち物は、誰もが自由に選択・決定できますが、たくさんの人が一緒に生活を送る学校では、社会通念に照らして合理的な範囲内で、実態に応じて適切に定められた「規律」が必要となります。ただし、その内容は、決して人権や人格を否定するものであってはなりません。また、差別やハラスメントにつながるものであってはいけません。

このため、今後も各学校が、人権や多様性を否定することのない校則を、児童や生徒とともに、作ってほしいと考えております。

(2) 「ルールの主体」について

【教育長答弁】

「校則」とは、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長していくために定められた「きまり」だと考えております。この「きまり」は誰の「きまり」でしょうか。「子どもたちのきまり」です。主体は子どもたちです。

このため、その「きまり」は、守らせることばかりにこだわることなく、何のために定められているのかを児童生徒に考えさせ、これを「自分事」として理解し、主体的に守ろうとするよう指導することが、何よりも大切となります。また、見直しに子どもたちが積極的にかかわるよう支援することも大切です。こうしたことを積み重ねることによって、学校や教員に対する信頼感が醸成されるものと考えます。

(3) 目的と効果について

【教育長答弁】

先ほども答弁しましたが、校則は、学校で子どもたちが健全な学校生活を送り、よりよく成長していくために設けられる「きまり」です。そのために必要な指導を適切に行うことは、その効果を得るために大変重要なこととなります。

そうした意味で、学校の「きまり」である校則は、「教育的な意図や合理性」をもって説明できるものでなければなりません。決して学校や教員にとって「単なる慣習やトラブル回避のためのもの」であってはならないと考えます。本市の中学校の校則は、こうしたことを踏まえた上で、各校が必要かつ合理的な範囲内で定めており、その目的や効果も明確になっているものと思っております。しかしながら、時代の変化、価値観の変化によって各学校で見直しを行っているとは思いますが、目的への効果を得るためにも、子どもたちを交え、適宜見直しを行っていくことが望ましいと考えております。

(4) 柔軟な見直しについて

【教育長答弁】

「校則の見直し」は、児童生徒にとって「最高の教材」になるものと考えます。ぜひ、「校則の見直し」を通じて、児童生徒が自ら考えて決定し、自ら行動して責任を持つようにすべきであると考えております。児童生徒が話し合ったり、先生に意見をぶついたり、分からない時は調べたり、聞いたりして、「きまり」を作り上げる。その課程は、まさに今の教育に求められている「主体的に行動できる子どもたち」を育てることではないでしょうか。このため、「校則は自分たちで見直せるんだよ」と伝えており、事実、昨年度、旭中学校では、生徒会が中心となって校則を改訂しております。

社会や価値観の変化に合わせ、各学校が校則の見直しを行うことは、当たり前のことだと考えます。

そのためには、校則の内容や必要性についての理解促進が欠かせません。「ウェブ上での公開」等によって、様々な方にも校則を御覧いただけるような環境づくりも、必要であると考えております。

(5) 信頼に基づく指導について

【教育長答弁】

校則の運用においては、「守らせる」ことだけに留まらず、児童生徒が、自ら理解し、主体的に行動できるように「支援する」ことが重要になります。そして、校則に基づく指導を行う際には、児童生徒と一緒に考える姿勢を大切にしていくなければならないと考えるべきです。

こうしたことを踏まえた上で、校則の意義や目的をわかりやすく説明し、その必要性や根拠などを理解させる。そして、校則を自分たちのものとして守っていくという態度を養い、それぞれの主体性を培うこととなれば、校則の「教育的な意義」を損なうことなく、互いの信頼関係の下、運用されることになるものと考えております。

なお、他県においては、生徒会が「自分たちの生活は、自分たちで守りたい」と宣言し、「自ら決めたルールを自分たちで守っていく」といった活動を展開したり、児童生徒が教職員や保護者と、定期的に校則の見直しを行ったりしている事例がありますので、こうした取組についても調査研究してまいりたいと考えております。

個人⑫ 勝股 修二〔愛知維新の会尾張旭市議団〕

1 包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業について

(3) 包括的な支援体制の整備におけるこれまでの取組とこれからについて

エ 教育委員会において

【教育部長答弁】

教育委員会におきましては、「スクールカウンセラー」や「スクールソーシャルワーカー」を各学校へと派遣し、児童や生徒の様子を直接観察しつつ、本人や保護者、そして現場の先生に助言等を行う取組を実施しており、その際には、庁内の各部署等が設置している各種窓口の紹介や、関係機関との情報共有なども、併せて実施しております。

また、子どもたちの健全育成などを進めるため、各校区に「学校運営協議会」を設置し、地域の皆さんと連携した取組も実施しております。その他にも、児童相談所や法務局、警察等とともに協議会を設置し、いじめの防止等に関して連携を図っていると同時に、他の部門が開催の、関連する会議等にも積極的に参加し、情報共有や支援内容の検討なども実施しております。

なお、複雑化・複合化した課題を抱える児童や生徒は、その保護者や家庭自体が様々な課題を抱えている場合も多いため、学習だけでなく、生活習慣や育成環境の改善支援等も、包括的に実施することが重要であるとされております。このため、今後も児童生徒に寄り添った対応を進めるとともに、状況に応じて適切な支援関係機関へつなぐといった取組も、引き続き展開していきたいと考えております。

個人⑬ 日比野 和雄〔令和あさひ〕

2 尾張旭市の食育推進について

(3) 学校給食の食育の取組について

【教育部長答弁】

本市の学校給食では、「食を通じて環境に優しい生活をしよう」を基本目標の一つに掲げた「第4次尾張旭市食育実行プラン」に基づき、地産地消の取組を重点的に進めております。今年度は、6月24日を「愛知を食べる学校給食の日」と定め、地元で収穫の新鮮な食材を使用したメニューを提供するほか、市内の生産者の皆さんと児童と一緒に給食を食べ、交流を深めながら食の大切さを学ぶ「ふれあい給食」を、白鳳小学校で実施する予定です。

また、このほかにも「親子料理教室」をはじめ、試食会や講演会などといった様々な取組も実施しておりますが、中でも今年の1月、名古屋経営短期大学の御協力を得て新たに実施した「おはなし給食」に対しては、「苦手な食べ物も食べてみようと思った」等の声が子どもたちから上がり、「食への関心」を高めることができたと感じております。

いずれにしても、今後も「食で育む笑顔あふれる尾張旭」の実現を目指し、学校給食を「生きた教材」とした取組を、引き続き進めてまいりたいと考えております。

個人⑭ 片淵 卓三〔公明党尾張旭市議団〕

1 L i D / A P D（聞き取り困難症／聴覚情報処理障害）に対する本市の対応について

(3) L i Dに対するワイヤレス補聴援助システムの試聴に係る貸出の制度化について

【教育長答弁】

去年の請願を受け、ワイヤレス補聴援助システムの内容を専門業者に確認したところ、利用者の状態に合わせた器機の選択や、細かな調整等が事前に必要であることが確認されました。

このため、専門知識や技術を持たない市の担当部署が、関連器機を購入して貸し出すことには課題があることが判明しました。なお、市内にある専門業者と調整を重ねたところ、2週間程度であれば、利用者の状態に応じた器機の貸出しに御協力いただけることとなりました。

このため、学校や保護者などから当該システムをまずは試したいとの相談などがあった場合には、こちらの事業者を紹介することによって、対応させていただきたいと考えております。

(4) L i Dなど聞き取りに困難を抱える発達障がいのある子どもに対する理解を深め、適切な支援が行われるよう、教職員を始めとする関係者の皆様の研修機会について

【教育長答弁】

L i D / A P Dは、一般的な聴覚の異常とは異なるため、本人がその状況を周囲へ伝えることに関し、悩みを抱える場合も少なくないとお聞きしております。私自身も学校に出向いて子どもの様子を確認するとともに、保護者の方とお会いして状況を確認いたしました。そこで、教職員をはじめとする関係者の理解を促進し、こうした悩みに寄り添えるような体制づくりが必要だと考え、今年の1月に「特別支援教育の手引き」を改定し、「L i D / A P Dに関する項目」を追加して、学習障害に係る教職員研修等の際に活用しております。

今後につきましても、当該手引きを活用した研修を継続したり、各学校を巡回する「特別支援教育支援教員」と連携したりしながら、困難を抱える子どもへの理解を深め、「第2次尾張旭市教育振興基本計画」の冒頭に掲げる「社会的に困難を抱えた方にとっても幸せを感じられる、誰一人取り残されない教育」の実現へとつなげてまいりたいと考えております。

1 7月校長会議等について

1 7月校長会議

(1) 教育長

- 「あいさつ」から地域のつながりを
- ハラスメント防止への意識
- 若い教職員の育成を
- 夏休みを迎えるにあたり

(2) 教育部長

- 令和7年6月市議会定例会について
- 「ワーク・ライフ・バランス推進強化月間」について
- 熱中症対策に係る取組方針について

(3) 管理指導主事

- 夏季休業中の服務について
- 教職員の不祥事根絶に向けて

2 学校の様子

- 「熱中症警戒アラート」が発令される日や最高気温が35℃を超える日があり、児童生徒の熱中症が心配される。校舎内の普通教室、特別教室では、エアコンの稼働により通常授業が行われたが、屋外での体育授業や諸活動については見合わせる学校が多くあった。
- 本年度は、7月18日（金）が1学期の終業式であった。夏季休業前には、各小中学校において、熱中症予防だけでなく、交通事故、水難事故、自殺の予防などといった事前指導を実施している。
- 中学校総合体育大会 瀬戸・尾張旭地区大会が6月末から行われ、中学生が各種目で熱戦を繰り広げた。各中学校から、団体種目・個人種目ともに、上位大会への出場が決まった部活動があるとの報告を受けている。

1 後援・推薦行事について

令和7年度受付分

No	区分	催物名	会場	実施日	行事概要・趣旨	申請団体名等
16	後援	令和7年度明るい選挙啓発ポスターコンクール	—	令和7年6月上旬から令和8年2月下旬まで	選挙が明るく正しく行われるため県内の児童・生徒に、明るい選挙を呼びかける印象的なポスターを募集する。	尾張旭市選挙管理委員会 委員長 赤尾 勝男
17	後援	ものづくりワークショップ	瀬戸市文化センター、長久手市交流プラザ	令和7年7月19日(土)から7月30日(水)	様々な専門的なものづくり体験を通して、子ども達に創る楽しさや大変さ、工夫することの大切さを学んでもらうことを目的として実施する。	教育NPO Seven Swell 理事長 藤本 径也
18	後援	第17回菊武夏まつり	尾張旭キャンパス (名古屋産業大学、名古屋経営短期大学)	令和7年8月23日(土)	尾張旭市及び近隣市町の市民との交流を深め、地域貢献の一環として夏まつり実施する。同日に行われる「あさひ夏フェスタ2025」との連携も図る。	学校法人 菊武学園 理事長 高木 弘恵
19	後援	夏休みテニス教室	テニスラウンジ新瀬戸駅前	令和7年7月23日(水)から8月29日(金)まで	身体を動かすことの楽しさ、テニスの楽しさをさらに多くの人たちに広めて健康で明るく生きがいのある社会づくりに寄与する。	株式会社 テニスラウンジ 代表取締役 江口 夏樹

20	後援	テニス祭り	テニスラウンジ新瀬戸駅前	令和7年9月15日 (祝)、23日 (祝)	テニスの日を通じ、身体を動かすことの楽しさ、テニスの楽しさをさらに多くの人たちに広めて健康で明るく生きがいのある社会づくりに寄与する。	株式会社 テニスラウンジ 代表取締役 江口 夏樹
21	後援	第53回人権を理解する作品コンクール	名鉄百貨店本館	令和7年10月16日(木)から令和8年2月11日(水)まで	愛知県内の小・中学生を対象に、人権に関するテーマでポスター・書道・標語を募集することを通じて、豊かな人権感覚を養うことを目的とする。	名古屋法務局人権擁護部 部長 杉本 美奈 愛知県人権擁護委員連合会 会長 宮前 隆文
22	後援	令和7年度小中高生ダンスフェスティバル	尾張旭市文化会館	令和7年10月25日(土)	子どもたちが自立し積極的な生活を実現するため、日常生活の中で自己実現の機会を提供するとともに、子どもたちがダンスを披露し、交流も行う場としてダンスフェスティバルを開催する。	尾張旭市青少年健全育成推進会議 会長 松原 弘道
23	後援	食育イベント「こだわりんおそとのフードマーケット」	CBCハウジング長久手会場	令和7年11月9日(日)	食育をテーマに、食べものの背景にある生産者や現場のを知る機会を作り、食に対する学びを深めることを目的として開催する。	こだわりん・おそとの食育イベント実行委員会 代表 柘植 千佳
24	後援	名城大学応援団吹奏楽部第49回定期演奏会	尾張旭市文化会館	令和7年12月7日(日)	日頃の活動の成果を披露するとともに、音楽のすばらしさを多くの方々に伝えることを目的に定期演奏会を開催する。	名城大学応援団吹奏楽部 渉外担当 神野 琴子

許可件数9件(後援9件)
新規団体は番号の下に下線

2 情報公開請求について

請求年月日	令和7年6月16日
請求区分	公文書公開請求書
請求内容	(1) 令和6年度渋川小学校・旭丘小学校・東中学校のあいさつ運動に関する職員会議提案資料 (2) 令和6年度旭小学校・東栄小学校・渋川小学校・本地原小学校・城山小学校・白鳳小学校・三郷小学校の募金に関する職員会議提案資料 (3) 令和6年度旭丘小学校・三郷小学校のフッ化物洗口に関する職員会議提案資料 (4) 令和6年度旭小学校・城山小学校・旭丘小学校の日常の勤務時間の割振変更簿
決定年月日	令和7年7月11日
開示区分	一部公開
開示文書名	(1) 令和6年度渋川小学校・旭丘小学校・東中学校のあいさつ運動に関する職員会議提案資料 (2) 令和6年度旭小学校・東栄小学校・渋川小学校・本地原小学校・城山小学校・白鳳小学校・三郷小学校の募金に関する職員会議提案資料 (3) 令和6年度旭丘小学校・三郷小学校のフッ化物洗口に関する職員会議提案資料 (4) 令和6年度旭小学校・城山小学校・旭丘小学校の日常の勤務時間の割振変更簿
担当部署	学校教育課
備考	1 非公開とした部分 募金活動の回収担当者にあたる児童名部分 日常の勤務時間の割振変更簿における打合せ内容の対象者部分 2 非公開理由 尾張旭市情報公開条例第7条第1号に該当 個人に関する情報であり、公にすることにより、プライバシーを中心とする個人の権利利益を害するおそれがあるため。

1 夏休み「わくわく自由研究コンテスト」の実施について

1 趣旨

身の回りのものごとについてじっくりと考え、テーマを持って取り組むことで、主体的に挑戦してみることや試行錯誤を繰り返しながら課題を解決するよさを実感させる環境づくりを進めることを目的に、作品募集及び展示を行い、主体的に課題解決に向かう姿勢を育成する。

2 応募資格

(1) 小学校の部

尾張旭市立小学校在籍の小学3～6年生

(2) 中学校の部

尾張旭市立中学校在籍の中学生

3 表彰

(1) 教育長賞

1名 賞状、副賞

(2) 優秀賞

1名 賞状、副賞

(3) 佳作

8名 賞状

4 選出作品の展示

(1) 展示期間

令和7年9月12日（金）から19日（金）まで

(2) 展示場所

スカイワードあさひ4階ギャラリーあさひ

(3) 表彰作品の取り扱い

表彰作品については、市役所ホールでの展示（令和7年9月22日（月）～29日（月））を行う。

5 昨年度の応募状況

小学校 650名

中学校 48名

6 昨年度の受賞作品

○ 教育長賞「米」

○ 優秀賞「色付きスティックのりの色が乾くと消えるのはなぜだろう」

1 尾張旭市立公民館等の使用料の見直しについて

1 現状

公民館の使用料については、平成15年度に「1㎡・1時間あたり使用料：4円」と他の公共施設同様、統一単価を定めて運用しているが、文化会館、どうだん亭の使用料は統一単価による運用となっていない。

いずれの施設も使用料を20年以上見直ししておらず、この間にかかる維持管理経費の増加に対応した使用料になっていない。

2 目的

公民館等の運営や維持管理に要するコストは、使用料収入等で賄われているが、不足分は公費（税金）で賄うこととなり、市民全体の負担となる。

そのため、公平性の観点から、施設コストを適正に使用料に算入し、公民館等を利用する市民と利用しない市民との「受益者負担の適正化を図るため」使用料の見直しを行う。

3 使用料の見直し

令和7年5月の「公共施設使用料の見直しに関する基本方針」により、施設の維持管理のために必要となる原価（コスト）と受益者負担割合に基づき算定し、それぞれの施設の特性を踏まえ調整を行う。

$$\text{使用料} = \text{原価（コスト）} \times \text{受益者負担割合}$$

また、併せて経過措置として設定されている半額減免についても見直しを行う。

(1) 公民館

施設の規模を勘案し、中央公民館と地区公民館に分けて算定する。また、室面積に応じて、複数の室を同一の使用料設定とする調整を行い、稼働率の低い和室は、稼働率向上を図るため使用料の減額を行う。

【見直し後の使用料（案）】

ア 中央公民館（※展示ロビーは貸し部屋ではないため現行どおり）

室面積による区分	変更前（現行）	変更後（※室面積に応じ同一使用料に調整）	増減額
小（12～34㎡）	100～150円	150円	0～50円
中（44～66㎡）	200～250円	280円	30～80円
大（75～103㎡）	300～450円	450円	0～150円
特大（121～228㎡）	750～950円	1,020円	70～270円
和室	450円	360円	▲90円

イ 地区公民館

室面積による区分	変更前(現行)	変更後(※室面積に応じ同一使用料へ調整)	増減額
小(12~34㎡)	100円	120円	20円
中(44~66㎡)	150~300円	280円	▲20~130円
大(75~103㎡)	350~450円	470円	20~120円
特大(121~228㎡)	500~600円	640円	40~140円
和室(20㎡未満)	150円	120円	▲30円
和室(20㎡以上)	250~350円	230円	▲20~▲120円

(2) 文化会館

利用時間帯による料金の差額を撤廃する。

【見直し後の使用料(案)】

文化会館ホール			
平日利用時間区分	変更前(現行)	変更後	増減額
午前8時30分から 正午まで	11,000円	26,400円	15,400円
午後1時から 午後4時30分まで	22,000円	26,400円	4,400円
午後5時30分から 午後9時30分まで	33,000円	26,400円	▲6,600円
午前8時30分から 午後9時30分まで	56,100円	79,200円	23,100円
あさひのホール			
平日利用時間区分	変更前(現行)	変更後	増減額
午前8時30分から 正午まで	3,300円	7,920円	4,620円
午後1時から 午後4時30分まで	6,600円	7,920円	1,320円
午後5時30分から 午後9時30分まで	9,900円	7,920円	▲1,980円
午前8時30分から 午後9時30分まで	16,830円	23,760円	6,930円

(3) どうだん亭

基本方針により算定した使用料とする。

【見直し後の使用料(案)】

	変更前(現行)	変更後	増額
母屋1階(和室)	350円	420円	70円
離れ1階(和室)	200円	240円	40円
離れ2階(和室)	200円	240円	40円

※ 営利を目的として使用する場合の使用料は、変更後の使用料の3倍に相当する額とする。

4 半額減免制度の廃止

平成20年度に減免制度を見直した際に、激変緩和に関する「経過措置」として、新たに趣味・教養的活動の団体を対象とした「半額減免」の制度を設定した。

その後15年以上が経過し、受益者負担の適正化を図る必要があるとともに、将来にわたって安定したサービスを提供していく必要があることを踏まえ、「経過措置」を見直す時期にあると判断し、「半額減免」の制度を廃止する。

5 公民館運営審議会（令和7年7月11日（金）開催）の意見

- (1) 公平的な税金の活用や団体での利用が多いことを踏まえると、見直しをしても問題はない。
- (2) 半額減免に代わる各種団体やサークル活動への支援策を講じてほしい。

6 見直し開始日

- (1) 公民館及びどうだん亭
令和8年4月1日使用分から
- (2) 文化会館
令和9年4月1日使用分から

7 今後のスケジュール

時期	項目
令和7年 9月中	尾張旭市議会定例会(9月議会)へ議案提出
10月～	利用者へ周知

8 周知方法

各公民館にポスターを掲示するとともに、広報誌や市ホームページに記事を掲載

2 尾張旭市立公民館の開館時間の見直しについて

1 現状

各小学校区に設置された地区公民館は、地域住民の学びや住民同士の交流を促進する拠点施設の役割を担っている。地区公民館全体の利用率は約17%となっているが、午後9時台の利用率は約2%と低くなっている。

2 開館時間見直しの目的

公民館の運営や維持管理に要するコストは、使用料収入等で賄われているが、利用率の低い時間帯の開館時間の見直しを行い、それに伴い削減できる施設管理委託料を施設の修繕や更新等の維持管理経費に充てる等、安全・安心な利用環境の整備と持続可能なサービスを提供する。

3 開館時間の見直しの内容

地区公民館の開館時間において、利用率の低い夜間の時間帯を1時間短縮し、「午前9時から午後10時まで」から「午前9時から午後9時まで」とする。なお、全公民館の夜間利用件数の約6割を、中央公民館の夜間の年間利用件数が占めている（年間約1,100件/約1,800件）であることから、中央公民館のへ閉館時刻は現行どおり午後10時までとする。

【見直し後の開館時間】

館名	変更前	変更後
地区公民館	午前9時～午後10時	午前9時～午後9時まで
中央公民館	午前9時～午後10時	左記に同じ（現行どおり）

4 公民館運営審議会（令和7年7月11日（金）開催）の意見

午後10時まで利用している実態はほとんどないため、開館時間の見直しをしても問題はない。

5 見直し開始日

令和8年4月1日から

6 周知方法

令和7年10月から各公民館にポスターを掲示するとともに、広報誌や市ホームページに記事を掲載

3 尾張旭市どうだん亭の管理運営に関するサウンディング型市場調査の実施について

1 目的

現在、国登録有形文化財「尾張旭市どうだん亭」を貸館として運用しているところですが、稼働率の低さや現行の管理運営方法に限界を迎えており、今後は「文化財の保存と賑わい創出・地域活性化の両立」をコンセプトとし、文化財を広く活用する方向へ転換することを検討しています。

そこで、民間事業者との「対話」を通じて、民間事業者から広く意見、提案を求め、活用方針や、市場性・実現性の有無、施設整備や事業者募集において配慮すべき事項等の事業実施に向けた検討に活用するため、サウンディング型市場調査を実施します。

2 募集対象

- ・ どうだん亭の利活用に関心のある事業者
- ・ 管理者となる意向を有する法人（個人を除く）

3 募集期間

令和7年8月6日（水）～9月10日（水）

4 個別対話

令和7年10月10日（金）又は17日（金）予定

5 その他

個別対話実施後は、結果を公表し、定例会で報告します。

第17号議案

令和8年度使用教科用図書の採択について

令和8年度使用教科用図書を別記のとおり採択するため、尾張旭市教育委員会事務委任規則（昭和55年教育委員会規則第6号）第3条第1項第12号の規定に基づき、付議するものとする。

令和7年7月23日提出

尾張旭市教育委員会

教育長 三 浦 明

提案理由

この案を提出するのは、尾張旭市立小中学校において、令和8年度に使用する教科用図書を採択するため必要があるからである。

愛知県令和8年度使用義務教育諸学校教科用図書採択基準

この基準は、義務教育諸学校において使用する教科用図書(以下「教科書」という。)を採択する際の基本的な方針並びに準拠すべき事項について述べたものである。

記

○ 基本的な方針

- 1 義務教育諸学校における教科書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施すること。
- 2 教科書の選定及び採択に当たっては、選定委員・調査員の人選等において公正を確保し、採択が適正に行われるよう特に配慮すること。
- 3 教科書は、教科書の内容等についての綿密な調査研究に基づき、教科の主たる教材として適切なものを採択すること。
- 4 選定及び採択を慎重かつ公正に行うために、教科用図書採択地区(以下「採択地区」という。)が2以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、採択地区協議会を設けること。
- 5 採択地区協議会は、協議により、採択地区内で使用すべき教科書を種目ごとに一種選定すること。
- 6 採択地区内の市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づいて、種目ごとに同一の教科書を採択すること。
- 7 選定及び採択に当たっては、県教育委員会の作成する採択基準、教科書選定資料その他の指導、助言又は援助に関する事項を尊重すること。

○ 採択にあたって準拠すべき事項

※ 以下の1から10の事項について、「小学校」には義務教育学校の前期課程を、「中学校」には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むこととする。

- 1 市町村立小学校において使用する教科書の採択について
市町村教育委員会は、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。
- 2 市町村立中学校において使用する教科書の採択について
市町村教育委員会は、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。
- 3 市町村立小学校の特別支援学級及び特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について
市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。
学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、7の県立特別支援学校小学部に準じて採択することが望ましい。

4 市町村立中学校の特別支援学級及び特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

市町村教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、8の県立特別支援学校中学部に準じて採択することが望ましい。

5 県立中学校(附属中学校)において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。令和8年度に開校する県立附属中学校については、教科書見本本について十分調査研究し、中学校の編成する教育課程に最も適する教科書を採択すること。

6 県立中学校(夜間中学)において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

小学校段階の各教科等の内容の一部を取り扱う特別の教育課程を編成する場合は、「小学校用教科書目録(令和8年度使用)」に登録されている教科書のうちから採択することもできる。

7 県立特別支援学校小学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和8年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

8 県立特別支援学校中学部において使用する教科書の採択について

県教育委員会は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合は、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省著作教科書の選定を十分考慮することとし、これらの使用が適切でない場合は、県教育委員会作成の「令和8年度使用一般図書選定資料」に掲載されている図書の中から選定すること。

9 国立(特別支援学校小学部を含む)及び私立の小学校において使用する教科書の採択について

小学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

10 国立(特別支援学校中学部を含む)及び私立の中学校において使用する教科書の採択について

中学校長は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を採択する場合を除き、種目ごとに令和7年度使用教科書と同一のものを採択すること。

令和 8 年度使用小学校教科用図書について

種 目	選定替えの有無	選定発行者名	従来の発行者名
国 語	無	光村図書出版	光村図書出版
書 写	無	教育出版	教育出版
社 会	無	東京書籍	東京書籍
地 図	無	帝国書院	帝国書院
算 数	無	啓林館	啓林館
理 科	無	東京書籍	東京書籍
生 活	無	東京書籍	東京書籍
音 楽	無	教育出版	教育出版
図 工	無	日本文教出版	日本文教出版
家 庭	無	東京書籍	東京書籍
保 健	無	大日本図書	大日本図書
英 語	無	東京書籍	東京書籍
道 徳	無	光村図書出版	光村図書出版

令和 8 年度使用中学校教科用図書について

種 目	選定替えの有無	選定発行者名	従来の発行者名
国 語	無	光村図書出版	光村図書出版
書 写	無	光村図書出版	光村図書出版
社会（地理）	無	東京書籍	東京書籍
社会（歴史）	無	東京書籍	東京書籍
社会（公民）	無	東京書籍	東京書籍
地 図	無	帝国書院	帝国書院
数 学	無	啓林館	啓林館
理 科	無	東京書籍	東京書籍
音楽（一般）	無	教育芸術社	教育芸術社
音楽（器楽）	無	教育出版	教育出版
美 術	無	光村図書出版	光村図書出版
保健体育	無	大日本図書	大日本図書
技術分野	無	東京書籍	東京書籍
家庭分野	無	東京書籍	東京書籍
外 国 語	無	東京書籍	東京書籍
道 徳	無	教育出版	教育出版

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(昭和三十八年十二月二十一日法律第百八十二号)

最終改正：平成二三年六月二四日法律第七四号

(教科用図書の採択)

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村教育委員会又は都道府県教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

5 前各項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法 附則第九条 に規定する教科用図書については、この限りでない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(同一教科用図書を採択する期間)

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。